

<h1>静岡市報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月 1 日・随時

目 次

監査公表

- 令和 2 年度包括外部監査指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 平成25年度定期監査（テーマ監査）指摘事項に対する措置状況・・・・・・・・・・・・ 9

監 査 公 表

静岡市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和 4 年 6 月 9 日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

記

- 1 令和 2 年度包括外部監査（防災に関する事業の財務事務の執行について）
 - (1) 【防災対策推進事業】洪水ハザードマップの印刷部数と在庫管理について [危機管理総室]
 - 【指摘事項 1】

担当課では、河川流域の地区の人口と保管すべき部数を見積もって、印刷部数を決めているが、下表を見る限り、印刷部数に対する在庫数の割合には、ばらつきが見られる。特に、巴川・長尾川については印刷部数の 3 割が日出町防災備蓄倉庫に残っている。印刷部数の見積り方法を再検証するとともに、せつかく作成したものを有効に利用するために、

河川流域で人が集まりやすい施設等への配布を検討するべきである。

(R 2. 9. 1)

作成年度	種類	印刷部数	在庫数
2016 (平成28)	安倍川・藁科川 ①～④	200,000	8,755
2017 (平成29)	富士川	5,000	—
	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	45,880
2019 (平成31)	丸子川	23,000	3,300
	庵原川・山切川	13,000	3,300
	興津川 (上流/下流)	9,000	2,000

また、担当課の在庫管理資料は、種類と残数だけが記載されていて、残数を確認した日付もわからない。払い出した日付や数量も記録するなどの見直しをすべきである。

【措置の状況】

既存ハザードマップの印刷部数・配布状況及び在庫は下表のとおりです。今後のハザードマップ作成業務では、流域の配布世帯数、来庁した市民や関係機関への配布実績、出前講座の回数等も踏まえて、印刷部数を算定します。

(R 3. 4. 1)

作成年度	種類	印刷部数	在庫数
2016 (平成28)	安倍川・藁科川 ①～④	200,000	7,955
2017 (平成29)	富士川	5,000	0
	巴川・長尾川 (葵区・駿河区/清水区)	151,000	44,280
2019 (平成31)	丸子川	23,000	2,800
	庵原川・山切川	13,000	2,800
	興津川 (上流/下流)	9,000	1,600
2021 (令和3)	足久保川・藁科川上流	12,400※	—

※内訳

流域の世帯数 (2,682部)

来庁した市民、関係機関及び出前講座での配布 (9,600部)

ハザードマップを有効活用するため、流域の生涯学習交流館や治水交流資料館「かわなび」などに定期的に配布し周知を図ります。

また、在庫管理資料の記入項目には、種類と残数に加え、日付、数量、持出し所属の記載欄を設け、残数を確認した日付が分かるよう様式を変更しました。

(2) 【感震ブレーカー設置費助成事業】 補助金支給に関する確認について [危機管理総室]

【指摘事項2】

申請の手続きの中で、市が作成、住宅の所有者から入手・確認する書類の中には、交付決定時と交付確定時の2回添付される、市の補助金交付要綱が含まれている（交付決定時には紙、交付確定時には電子ファイル）。

当事業は年間処理件数が約500件と多く、また、交付金額の計算も複雑ではないため、申請案件ごとに、補助金交付要綱を添付して回覧する必要性は実務的には乏しく、特に、紙の回覧については無駄である。申請案件ごとの補助金交付要綱を添付・回覧の方法について、検討すべきである。

【措置の状況】

令和3年度から、補助金交付要綱は、交付決定と交付確定の2回、稟議書に電子ファイルで添付することに変更し、紙回覧への添付はしないこととしました。

(3) 【感震ブレーカー設置費助成事業】 事業名称の不統一について [危機管理総室]

【指摘事項3】

事務事業総点検表も静岡市地震・津波対策アクションプログラムも市のホームページなどで一般に公表されているものであり、事業名称を統一させるべきである。

【措置の状況】

令和3年3月に、地震・津波アクションプログラムの修正を行い、事業名称を事務事業総点検表と同じ感震ブレーカー設置費助成事業に統一しました。

(4) 【感震ブレーカー設置費助成事業】 活動指標と成果指標について [危機管理総室]

【指摘事項4】

申請しても、実際には設置に至らないケースもあり、成果指標については申請件数ではなく、設置件数（交付件数）とすべきである。

【措置の状況】

令和3年度から、事務事業総点検表の成果指標を、「感震ブレーカー設置費補助金申請件数」から「感震ブレーカー設置件数」に改めました。

(5) 【防災必需品備蓄事業】備蓄食料更新計画について [危機管理総室]

【指摘事項5】

上記の【現状】の後半に既述した、必要食料備蓄数に関する市の計算前提のエ（旅行者や出張者も5.4食分の食料を確保できている）については、明らかに合理性を欠いており、「備蓄食料更新計画」での見積計算を修正すべきである。なお、県でも同様の計算式を採用しているが、県と合わせる必要性はなく、見積計算に絶対的な正解はないとしても、合理的な説明ができない要素はできるだけ排除しておくのが望ましい。

避難所避難者数(居住者)と、その2割の上乗せ分(旅行者や出張者)を区分して、避難所避難者数(居住者)にだけ家庭備蓄を考慮するように計算し直すと、必要食料備蓄数は下表のように、977,029食となり、実際の備蓄量約100万食をわずかに下回っているレベルになる。

備蓄量約100万食が「備蓄食料更新計画」の見積計算をもとに、かなり余裕を持っているという認識のもとで維持されてきているとすれば、備蓄量の見直しも検討すべきである。

項目	居住者	旅行者・出張者	合計
避難者数	182,543人	36,509人	219,052人
必要食料数	1,642,887食	328,581食	1,971,468食
家庭備蓄率	60.53%	—	
家庭備蓄食料数	994,439食	—食	994,439食
必要備蓄食料数	648,448食	328,581食	977,029食

【措置の状況】

計算方法について検証した結果、監査人の計算式が合理的で正確なことが確認できたことから、必要備蓄食料数を977,029食に修正し、これまでどおり備蓄量約100万食として維持していきます。

(6) 【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】ロケーション図 [危機管理総室]

【指摘事項9】

災害発生時には、倉庫の中の状況をよく知っている人が対応するとは限らない。初動対

応をスムーズにできるように、誰でも、何が、どこに置かれているのかを、すぐにわかるようにしておく必要がある。

なお、ロケーション図は、定期的に更新をして、常に新しいものを保管場所の目立つところに貼っておくべきである。

【措置の状況】

市内には主要となる日出町防災備蓄倉庫及び秋葉山防災倉庫、北部・東部・南部・長田・藁科コミュニティ防災センター及び蒲原市民センター別棟倉庫の8箇所があります。そのうち、日出町防災備蓄倉庫及び蒲原市民センター別棟倉庫については、既にロケーション図を作成し、掲載済み（令和3年1月及び令和2年12月）であります。

そして、残り6箇所のうち、秋葉山防災倉庫について、令和3年度中にロケーション図を作成し、分かりやすい場所へ掲示しました。残り5箇所の備蓄倉庫については、備蓄品の保管状況が悪く、備蓄品の整理を行う必要があることから、令和5年度までに整理を行い、順次作成及び掲示を完了していきます。

なお、ロケーション図の定期的な更新のために、今後危機管理総室に各備蓄倉庫のロケーション図と備蓄品の一覧を備え付け、備蓄品を更新する都度照合を行い、必要に応じてロケーション図を更新することとします。

(7) 【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】 日出町倉庫保管品の保管状況について〔危機管理総室〕

【指摘事項11】

- ア. 乾電池は、使用期限でグループを分け、グループ別にビニール袋に入れ、ビニール袋に期限を書き添えておくなど、保管方法の見直しを提案したい。
- イ. 日出町防災備蓄倉庫は普段は閉め切ったままなので、使用期限が過ぎているものを見つけて、より分けたときは倉庫に保管しないで、速やかに処分すべきである。やむを得ず倉庫に保管する場合には、その旨を分かるようにしておき、倉庫の入口付近に置いて、次の使用者が処分するようにすべきである。

【措置の状況】

- ア. 乾電池を含め廃棄するもの（使用期限が過ぎたものなど）は、「廃棄物置場」と明示した場所に保管することとしました。
- イ. 廃棄物の処分は一定量をまとめて処分した方が経済的であるため、処分するものだけを廃棄物置場と明示した場所に、処分日まで保管します。今後も継続して実施して

いきます。

処分品の廃棄は令和 2 年度末に実施済、廃棄物置場の明示は令和 3 年 6 月に実施済みです。

(8) 【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】安東小保管場所の表示について [危機管理総室]

【指摘事項13】

正確な標記に修正すべきである。

【措置の状況】

指摘のあった安東小学校における備蓄品の保管場所の標記について現状把握を行った結果、ペントハウスへの保管であったため、地域防災計画の資料編4-35「生活必需品の分散備蓄数」に記載の保管場所を修正しました。

(9) 【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】西豊田小保管品の保管状況について／置き方 [危機管理総室]

【指摘事項14】

備蓄品と学校の用具の保管場所を明確に分け、非常時の運び出しの通路を確保しておくべきである。担当課も、通路の確保については、常に学校側に呼び掛けているということであるが、当校のように保管場所が独立したスペースではない学校については、形が崩れやすいので、定期的な確認が必要である。保管場所が独立したスペースではない施設や、過去の巡回視察等で問題点が検出された施設をリストアップして、定期的に施設の担当者に保管状況のチェックリストを送り、チェック結果の報告を求めるなどの方法で担当課が効率的にモニタリングするやり方を検討すべきである。

【措置の状況】

西豊田小学校には現場視察終了後に教頭に通路の確保を依頼し、机を移動していただきました。

各地区支部への対応は、過去の巡回視察記録がないため、各施設における保管リストの作成と掲出に係る指摘に対する措置と同様に以下のとおり複数年計画で対応します。

- ① 令和 3～4 年度に各施設の現状把握を行い保管場所が独立スペースではない施設をリストアップし、チェックリストを作成します。
- ② 令和 4 年度から各地区支部に指示し、毎年の総合防災訓練又は地域防災訓練時に備

蓄状況の点検（モニタリング）を行います。

- (10) 【防災備蓄品の保管状況（現地視察）】 清水有度第二小保管品の保管状況について [危機管理総室]

【指摘事項18】

卒業生のタイムカプセルは、児童と職員の食料と水が保管している隣の倉庫スペースに保管すべきであるとする。

【措置の状況】

卒業生のタイムカプセルは隣の倉庫スペースに移動してもらいました。

今後も市の備蓄品と、学校の備蓄品が混同しないよう、わかりやすく区別して保管します。

- (11) 【地域防災計画】 表記の見直しについて [危機管理総室]

【指摘事項19】

県の地域防災計画に合わせた結果、わかりにくくなっているものもあるが、できるだけわかりやすい表示に見直すべきである。

【措置の状況】

静岡市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編・資料編）において、分かりにくい表現のほか、記載誤りや記載漏れ、時点修正の未反映などがありました。

このため、指摘事項も含め、地域防災計画を再確認した上で、分かりやすく、適正な表現とするほか、最新の情報の反映、補足説明を追加するなど、必要な見直しを行い、令和3年1月28日に静岡市防災会議において、静岡市地域防災計画（一般対策編・地震対策編・津波対策編）を修正するとともに、同計画（資料編）についても、令和3年4月に修正しました。

- (12) 【地域防災計画】 業務継続計画について [危機管理総室]

【指摘事項24】

市町村の業務継続計画は、内閣府が2015（平成27）年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を公表し、急速に整備が進んだ。当市も、外部のコンサルティング会社に委託して2016（平成28）年3月に策定しているが、【現状】に示す状況を見る限り、他の市町に後れを取らないように形を取り繕っただけと言わざるを得ない。

また、業務継続計画の内容についても、具体的な実行計画ではなく、解決すべき課題と取り組むべき事項がまとめられているだけで、今のままでは、実際に被災してもほとんど役に立ちそうにない。恐らく、2016（平成28）年3月の段階では、対処すべき課題が多すぎて、肝心の、優先業務をどのように行っていくのか、というところまではまとめきれなかったのだと思われる。その後、抽出された対処すべき課題を解決させながら、計画を完全な形に近づけていければよかったが、【現状】に示すとおり、対処すべき課題への対処は完了時期が未定のもので散見される状況で、計画の更新も全く行われていない。

あらためて、地域防災計画を見返すと、一般対策編の第2章「災害予防計画」の第28節「市の業務継続に関する計画」において、業務継続計画には、以下の事項についてあらかじめ定めておくものとなっている。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

これらは、内閣府の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」の中で「特に重要な6要素」として掲げられているものをそのまま列挙しているが、被災した時に本当に使える計画にするのであれば、非常時優先業務の整理だけでは不十分であり、優先業務を人的・物的制約の中でいかに回すのか、というところまで検討すべきである。

担当課は、業務継続計画を被災時に使える実行計画に仕上げていくべきである。そのためにも、対処すべき課題については、各所管課の対応状況をモニタリングするなど、防災に関するとりまとめ役としての役割を適切に果たすべきである。

【措置の状況】

平成28年3月に業務継続計画（地震対策編）を策定以降、見直しを実施しておらず、最新の計画となっていないことに加え、非常時における優先業務の項目についても、具体的な業務内容とされていないため、緊急時に対処すべき事項が分かりにくい計画となりました。

また、計画における業務継続の課題と今後の取組についても、進捗管理が徹底していませんでした。

このため、①令和4年度に所管局に現在の所掌事務や実務の状況を踏まえた最新の業務

継続計画とするよう見直しを依頼すること、②非常時における優先業務の項目を細分化するほか、実効性のある具体的な業務内容を令和5年度までに見直すこと、③現状を踏まえた業務継続の課題を見直すとともに、課題に対する今後の取組が確実に実施されるよう、所管局に対し令和5年度以降毎年度モニタリングを実施し、進捗状況の把握に努めること、とすることで、非常時に対応できる業務継続計画としていきます。

静岡市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

令和4年6月9日

静岡市監査委員	遠 藤 正 方
同	白 鳥 三和子
同	福 地 健
同	大 石 直 樹

記

1 平成25年度定期監査（テーマ監査）

（1）行政財産に設置された自動販売機に係る「公募による貸付け」の取組みの推進について

【指摘事項】

今回の監査対象課の83課（市全体のおおむね半数の課）のうち、32課が施設（行政財産）を所管しており、このうち19課の所管する60施設に132台の自動販売機が設置されていた。

この132台の自動販売機のうち、公募による貸付けを実施していたものは3施設におけるわずか5台（3.8%）のみであったが、その年額貸付料（見込み）の総額は1,795,040円となっており、使用許可による127台分の年額使用料の総額1,640,301円を上回っていた。これを1台当たりの平均額として算出した場合、貸付けによるものは1台359,008円であるのに対して、使用許可によるものは1台12,916円であり、約27.8倍もの大きな差が生じる結果となっていた。

自動販売機の設置に関しては、施設の立地環境などにより販売見込みが異なったり、指定管理者制度を導入している施設もあり、一概に結論づけられるものではないが、仮に今

回の監査対象における使用許可分を全て公募による貸付けに切り替えたとすると、年額貸付料は、単純計算で約4,559万円（指定管理導入施設を除いた分でも約1,328万円）となる。

さらに、定期監査は2年で市の全課を一巡するため、およそ半数の所管課が今回は監査対象ではなかったことから、上記の試算金額以上に大幅な増収を見込めると予想できる。

なお、使用許可に係る一部の自動販売機については、災害協定により発災時に市民への無償提供を要請できるものであったり、福祉施策による支援目的等の理由で公募による貸付けへの変更が困難な事例が確認されたが、その他の多くの自動販売機については、特段、公募による貸付けへの変更が不可能な理由は確認されなかった。

また、複数の所管課における状況確認の中で、公募による貸付けへの変更を行わない理由として、「施設そのものの立地環境や自動販売機自体の設置場所から多くの販売が見込めない」との意見があったが、これについては、立地環境が良く販売が見込める施設と組み合わせ合わせたグループとして一括で公募すれば、貸付けに切り替えることが可能になると考える。

行政財産における自動販売機の設置に関しては、平成18年の地方自治法改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことで、より財産の有効活用が可能となり、全国の自治体において従来の使用許可から公募による貸付けへ切り替える取組みが進んでいる。

新聞等によると、静岡県では平成24年度において県有施設72か所に設置された222台の自動販売機について設置者を公募したところ、216台の契約がまとまり、契約金額の総額は、公募前の106倍となる1億6,482万円となった旨の報道がされている。更に、平成25年度には取組みの拡大を図り、404台の貸付けによる収入額は2億5,200万円まで増加し、1台当たりの平均年間収入は62万円以上となっているとのことである。

本市においても平成22年度から、管財課が中心となってこの取組みを開始しているが、庁内各課に対して「貸付けによる自動販売機の設置に関する照会」の通知を発し、公募による貸付けへの切り替えを促しているものの、平成25年10月末現在で公募台数はわずか39台にしか過ぎず、前記の静岡県や公募による貸付けの割合が100%（指定管理導入施設を除く。）となっている千葉市といった先進自治体と比較した場合、財産の有効活用の観点では大幅に遅れをとっていると言わざるを得ない。

この理由を推察してみると、本市では、各課における最新の自動販売機の設置状況や全台数に対する公募分の割合を把握していないこと（平成25年12月公表「地方行政財政調査会による都市の公有財産に設置する自動販売機にかかる使用料調べ」による本市回答）から明らかなように、これらの取組みを全庁的に推進するための資産活用の総括部署の機能が

弱いことが挙げられる。

また、施設の所管課において、公募による貸付けへの切り替えにより大幅な増収を図った場合に、その一定額を歳出予算として確保できる仕組みがあるにもかかわらず、積極的な活用に対する意識が希薄なため、所管課における公募への切り替えが進まないことも理由の一つと考えられる。

行財政改革における自主財源確保の必要性が強く叫ばれる中、このように本市においては財産の有効活用に関する取組みが各課まで徹底されていない状況にあるため、公募による貸付けへの切り替えの取組みについて、より一層の推進を図るとともに財産の有効活用に関する意識を全庁的に浸透させることが必要である。

【措置の状況】

平成18年の地方自治法改正により行政財産の貸付範囲が拡大され、自動販売機の設置についても使用許可から公募による貸付けに切り替え、収入額の増加を図る取組みが可能となりました。本市においては、平成21年度に「貸付けによる自動販売機の設置事務取扱いマニュアル」を定め、事業者の公募と選定を実施、平成22年度から駿河区役所内の2台について貸付けを開始しております。平成25年度より、平成26年度以降に設置契約の更新を迎える自動販売機について、貸付けへの切り替えをより推進するため、以下に記載の取組みを行ってきました。今回の指摘も踏まえて、今後の設置契約の更新や新規設置について、貸付けの拡大による財産の有効活用を推進します。

- ・ 財産の有効活用に関する意識を全庁的に浸透させる取組み及び公募による貸付けへの切り替えのより一層の推進

これまでの取り組みとして、平成25年6月に所属長を対象に、翌7月に事務担当者を対象に財産管理についての研修会を実施し、行政財産の有効活用について周知を図るとともに、「貸付けによる自動販売機の設置事務取扱いマニュアル」にて、貸付可能の判断基準、借受者の募集方法、賃貸借契約の条件を具体的に示しました。併せて、設置に関する照会の全庁的な実施の予告と、貸付けへの切り替えについて積極的な取組を依頼したほか、管財課では各課からの相談に対応しました。

また、平成25年10月に「貸付けによる自動販売機の設置に関する照会」を全庁的に実施し、貸付可能な物件については物件調書を作成しました。これらは平成26年1月に募集公告を実施、3月に契約事業者を決定し、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの貸付契約を締結しました。

貸付けによる自動販売機の設置は、平成25年度の定期監査時は39台でしたが、平成26年度

から平成28年度にかけての3か年に、契約の更新に合わせて貸付けへの切替えを積極的に進め、年度末時点における新規契約台数と貸付による設置台数の合計は、平成26年度が50台（合計89台）、平成27年度が45台（合計134台）、平成28年度が96台（合計230台）と増加しました。

平成29年度以降についても、契約の更新に合わせた貸付けへの切替えの実施や、貸付料収入の増加を目指した新規設置を進め、令和2年度には合計240台に増加させました。今後もこのような取り組みの推進により、財産の有効活用について推進していきます。